

後発医薬品の使用 および 薬剤の一般的名称による記載について

当院では、厚生労働省の指導に基づいて、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。

医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる場合、および一般的名称による処方箋を交付する場合、当該指導に基づいて説明をさせていただきます場合があります。

ご理解とご協力をお願いします。

◎一般的名称による処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。これにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬を提供できやすくなります。

◎長期収載品の選定療養について

後発品のあるお薬で患者さんが先発医薬品（長期収載品）を希望される場合は、後発医薬品との差額の一部を「選定療養費」として自己負担していただくこととなります。

松江市立病院 病院長